

住民投票制度について

根 拠	条 項	内 容
日本国憲法	第 95 条	特別法の住民投票 (特定の自治体のみ適用される特別法制定の場合の住民投票)
地方自治法	第 76 条の 1	議会の解散請求による住民投票
	第 80 条の 1	議員・議長の解職請求による住民投票
	第 81 条の 1	
合併特例法	第 4・5 条	合併協議会設置に係る住民投票

※住民投票については、上記内容に限り制度化されている。

～「条例にもとづく住民投票」について～ ←今回の議論の対象

「憲法の基本理念が十分に具現するように現行地方制度に全般的な検討を加えることを目的」に設置されている「地方制度調査会」では、過去に住民投票に関する議論を行っており、以下の内容を提言している。

『地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申』に対する提言

1 住民自治の更なる充実方策 (1) 住民投票制度

我が国の地方自治制度の根幹は代表民主制であり、住民の意思の反映手段として、住民の直接選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことを前提としている。しかしながら、複雑化した現代社会において、多様な住民ニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるためには、代表民主制を補完する意味で、直接民主制的な手法を導入することも必要であり、このため様な住民意思の把握方法が活用されているところである。いくつかの地方公共団体において実施されている住民投票も、こうした観点から行われているものと考えられるが、住民が投票によりその意思を直接表明するという住民投票の制度化の検討は、住民自治の充実を図るという観点から、重要な課題である。

当調査会においては、こうした問題意識のもと、住民投票を代表民主制の補完的な制度として構築できないか検討を行ったところであるが、その制度化に当たっては、住民投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり方等、種々の検討すべき論点があり、一般的な住民投票の制度化については、その成案を得るに至らなかった。これらの論点については、今後とも、引き続き検討することが必要である。

ただ、市町村合併については、①まさに地方公共団体の存立そのものに関わる重要な問題であること、②地域に限定された課題であることから、その地域に住む住民自身の意思を問う住民投票制度の導入を図ることが適当である。その場合、自主的な市町村合併の推進という観点を踏まえ「市町村の合併の特例に関する法律」において位置付けることとし、制度化に当たっては関係団体の意見を十分聴取の上、円滑な運用が図られるものとするのが適当である。

【住民投票の拘束力】

投票結果に法的拘束力はなく、政治的拘束力に留まると説が通説(地方自治法に定められた代議制民主主義：議会や首長の権限を制限することに繋がるため)。

【住民投票の条例タイプ】

①個別設置型 事案毎に要件成立等を個別に定め、議会の議決を経て住民投票条例を制定し実施するもの。

②常設型 住民投票の付議事項や発議要件等を予め定めた条例を常設、要件が満足され次第投票可能。

団体名	タイプ	内 容
小田原市	①	<p>第 17 条 市は、市政の重要な課題に関する情報を住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に対して適切に提供し、住民の意見を把握した上で十分な検討をしてもなお直接住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 住民投票を行うときは、市の執行機関は、前項の課題について住民が判断するに足る十分な情報を公正に提供しなければならない。</p> <p>3 住民投票に関し必要な事項は、その都度別に条例で定める。</p>
南足柄市	①	<p>第 27 条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意思を把握する必要があると認めるときは、当該重要事項ごとに、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 市長は、住民投票を実施するときは、住民投票の争点を明らかにするとともに市民が当該争点について判断するのに必要な情報を提供しなければなりません。</p> <p>3 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>
中井町	①	<p>第 19 条 町長は、中井町全体の将来に関わる重要な事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。</p> <p>2 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>
大井町	①	<p>第 18 条 町長は、町政に関する重要な事項について、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 住民投票の請求及び発議その他住民投票について必要な事項は、別に定めます。</p>
山北町	①	<p>第 20 条 町長は、町民生活に重大な影響を与える事項について、町民の意思を直接確認する必要があると認められた場合には、住民投票を実施しなければならない。</p> <p>2 住民投票の結果は尊重されなければならない。</p> <p>3 住民投票に関する請求及び発議要件等その他は、別に定めるものとする。</p>
開成町	①	<p>第 20 条 町長は、町政にかかわる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。</p> <p>2 住民投票を実施するときは、その事案ごとに、投票に参加できる者の資格の取扱い等を規定した条例を別に定めるものとしします。</p> <p>3 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。</p>
箱根町	①	<p>第 25 条 町長は、本町に関する特別重要な事項について、住民の意思を直接確認する必要があると認めるときは、条例を定め、住民投票を行うことができます。</p> <p>2 町議会及び町は、住民投票の結果を尊重します。</p>
湯河原町	—	
真鶴町	①	<p>第 11 条 町長は、真鶴町の全体に係る重要事項について町民の意思を確認するため、別に条例を定めるところにより、町民による投票を実施することができます。</p> <p>2 議会、町長及び執行機関は、町民投票の結果を尊重しなければならない。</p>

